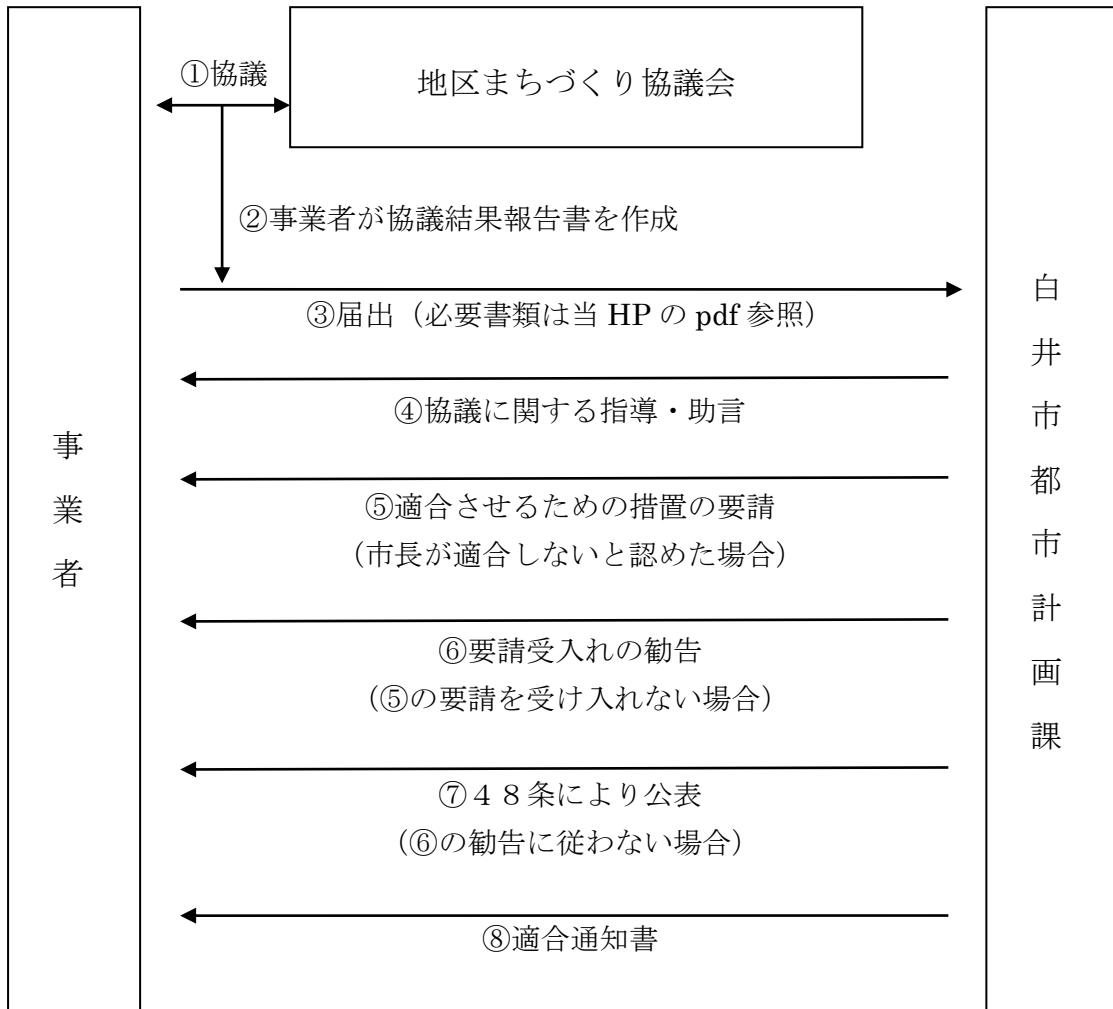


## 地区まちづくり計画が策定された地区の開発事業の届出に関するフロー

(白井市まちづくり条例第14条の2)



開発事業とは、白井市まちづくり条例第2条に定める、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、建築物及び特殊建築物の建築、工作物の建設並びに現状の土地利用を変更する行為をいう。

(例：宅地造成工事、建築物の新築、建築物の増築、建築物の用途変更など)